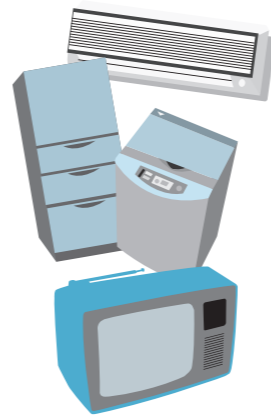


ゴミの減量から節約につながる様々なアイデアや、質問の多いゴミの分別方法などを12回にわたり毎月紹介しています。

【7/11(金)の方...よくある質問】

Q: ブラウン管テレビは粗大ゴミで出せますか?

A: 出せません。  
テレビ(液晶、プラズマ、ブラウン管)、エアコン、冷蔵庫(冷凍庫)、洗濯機(衣類乾燥機)は、家電リサイクル対象品目のため、粗大ゴミには出せません。  
※処理の方法は、下記を参照してください。



【処理方法】

家電4品目を処分する場合は、過去に購入した店か、買い替える店に引き取ってもらってください。(引取りには、リサイクル料金と収集運搬料が必要です)

●リサイクル料金

リサイクル料金(目安:消費税込)		収集運搬料金	
エアコン	1,575円	販売店により異なりますので、詳しくは販売店に直接問合せてください。	
テレビ	画面サイズが15型以下		1,785円
	画面サイズが16型以上		2,835円
冷蔵庫(冷凍庫)	内容積が170ℓ以下		3,780円
	内容積が171ℓ以上		4,830円
洗濯機	2,520円		
衣類乾燥機	2,520円		

※サイズ・メーカーによって料金が異なります。  
※上記製品の中には一部対象外となるものがありますので、詳細は「(財)家電製品協会 家電リサイクル券センター」のホームページ(<http://www.rkc.aeha.or.jp>)を確認ください。

■引取りを依頼する販売店がない場合

- ① クリーンプラント・伊香クリーンプラザへの持込み  
事前に最寄りの郵便局でリサイクル料金を支払い、クリーンプラント・伊香クリーンプラザへ直接持ち込んでください(運搬料3,000円が別途必要)。
- ② 指定引取場所への持込み  
事前に最寄りの郵便局でリサイクル料金を支払い、指定引取場所に直接持ち込んでください。この場合は、運搬料3,000円は必要ありません。

●指定引取場所

会社名	住所	☎
日本通運(株)長浜支店	山階町253-1	62-1610
高島運輸(株)彦根営業所	犬上郡多賀町大字中川原字桜本454番地2	0749-21-3540
(有)中村総合解体	敦賀市木崎77-3-1	0770-22-3521

今月の持込み日は 7月28日(日)です

問 湖北広域行政事務センター業務課(☎62-7143)、環境保全課(☎65-6513)

湖北広域行政事務センターでは、毎月1回日曜日(原則第4日曜日)に、家庭から排出されるゴミの持込みをクリスタルプラザ、クリーンプラントおよび伊香クリーンプラザで受付けています。

◆受付時間(各施設とも) 8時30分~12時、13時~16時30分



「長浜市債権管理条例」の制定について  
意見を募集します

問 滞納整理課(☎65-6517)

市には、市税や国民健康保険料をはじめ、多種多様な債権があります。厳しい財政状況が続く中、収入の確保と市民負担の公平性を維持するためには、市が保有するすべての債権をより一層適正に管理する必要があります。

このため、債権管理に関する必要事項を規定した「長浜市債権管理条例」制定にむけ協議をすすめてきました。このたび条例の素案がまとまりましたので、皆さんの意見をお聞かせください。

【募集期間】

7月31日(水)まで

【閲覧場所】

滞納整理課(本館2階)・市政情報コーナー(本館、北部振興局、各支所) または、市ホームページ(<http://www.city.nagahama.shiga.jp>)

【提出方法】

任意の様式に住所・氏名・電話番号を明記し、直接持参・郵送・FAX・Eメールのいずれかで左記まで。

提出先

滞納整理課(本館2階)  
〒526-8501 高田町12番34号  
☎63-4111  
✉ [tainou@city.nagahama.lg.jp](mailto:tainou@city.nagahama.lg.jp)

街並み景観形成や  
にぎわいづくりを応援します

問 商工振興課(☎65-8766)

伝統的な建築様式の建物を保存・活用し、魅力ある街並みを形成する事業や、商店街ににぎわいを創出し、誘客効果を高める事業に必要な経費の一部を助成します。

【募集期間】7月12日(金)~26日(金)

※補助対象事業や対象者など詳しくは右記まで問合せてください。

※( )内:補助率・補助限度額

1 にぎわいの街づくり事業

商店街ににぎわいを創出するソフト事業  
(1/2・1回目100万円、2回目75万円、3回目50万円)  
▶対象地域:市全域

2 美しい観光地づくり推進事業

歴史・水辺・緑・芸術を活かした景観づくり  
(1/2・200万円)  
▶対象地域:市全域

3 伝統的街並み景観形成事業

- ①商業観光推進ファサード整備 (1/2・150万円)
  - ②伝統的町家ファサード整備 (1/2・200万円)
  - ③伝統的町家再生活用等整備 (1/2・500万円)
- ▶対象地域:①中心市街地の一部区域、②・③は中心市街地内の景観形成重点区域

7月21日(日)は、  
参議院議員通常選挙の投票日です

問 選挙管理委員会(☎65-6503)



投票に行きましょう!

7月上旬に配布する投票所入場整理券で確認してください。

変更となる自治会	変更後 (7月21日の投票所)	変更前
南小足、小足新、小足北、新栄	にいさか会館	東保育園
唐国町、月ヶ瀬町	月ヶ瀬多目的集会所	唐国会館
柿ノ木、長田町	長田町会館	柿ノ木集会所

投票所が変更となる  
自治会があります

今回の選挙では、一部の投票区で下表のとおり投票場所が変更になります。

投票時間は7時~20時です。  
(一部時間を繰り上げる投票所もあります)  
当日投票に行けない人は、期日前投票をしましょう。